

税 第 5 9 7 号
平成29年7月20日

千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県不正軽油防止対策協議会会長
千葉県総務部税務課長 岩田 昭男
(公 印 省 略)

不正軽油防止対策に係るポスター等の送付について

日頃から当協議会事業の推進に御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、千葉県では、9月上旬を「秋の不正軽油防止強化旬間」と定め、不正軽油の一掃を図るため、県下一斉採油調査の実施や広報及び啓発活動による不正軽油の防止に取り組めます。

そこで、この期間に連動した取り組みとして、当協議会で作成した不正軽油防止対策に係るポスター及びリーフレットを下記のとおり送付しますので、会員企業各位に配布いただきますようお願いいたします。

記

送付部数：ポスター	300	部
リーフレット	900	部

【千葉県の不正軽油防止に係る強化期間】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ・秋の不正軽油防止強化旬間 | (H29.9.1~H29.9.10) |
| ・冬の不正軽油防止強化旬間 | (H29.12.1~H29.12.10) |
| ・不正軽油撲滅強化月間(全国) | (H29.10.1~H29.10.31) |

担当(事務局)

千葉県総務部税務課軽油引取税室 山本

電話 043-223-2170